健生食基発 0328 第 4 号 健生食監発 0328 第 4 号 令和6年3月28日

 各
 都 道 府 県 保健所設置市 保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿 特 別 区

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長 (公印省 略 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長 ( 公 印 省 略 )

「器具・容器包装製造者における製造管理のための手引き」について

食品用器具・容器包装の製造管理に関する事項(食品衛生法施行規則(昭和2 3年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。)第66条の5関係)の運用に ついては、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定 について」(令和元年 11 月 7 日付け生食発 1107 第 1 号厚生労働省大臣官房生 活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年11月7日通知」という。)によ り通知しており、「「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省 令の制定について | 及び「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴 う関係政省令の制定について」の一部改正について」(令和6年3月28日付け 健生発第 0328 第 21 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知) により改正したと ころです。

今般、令和元年 11 月 7 日通知別添の第 1 の 5 の口(2)の i において別途通知す るとしていた、施行規則第66条の5第1項及び第2項の各号における取組にお いて参考としていただきたい内容として、令和6年3月12日薬事・食品衛生審 議会器具・容器包装部会で議論し、「器具・容器包装製造者における製造管理の ための手引き」をとりまとめ、別紙の通りお示ししますので御了知いただくとと もに、貴管内関係者への周知方よろしくお願いします。

参考: 令和6年3月12日薬事・食品衛生審議会器具・容器包装部会 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_38147.html)